

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定について

1 管理経営基本計画の位置付け

「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）は、国有林野の管理経営に関する基本方針等を明らかにするため、農林水産大臣が5年ごとに定める10年を一期とする計画。

2 管理経営基本計画策定のポイント

今回の策定は、平成20年12月の計画策定から5年を経過するために行うもの（最終変更は、平成24年12月）。

本年12月にとりまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置付けられた「国産材の安定的・効率的な供給体制の構築」への貢献等を計画に反映。

3 管理経営基本計画の概要

国民共通の財産である国有林野の管理経営については、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、次のような取組を計画的に推進。

① 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 森林吸収量の確保のため、間伐の実施に加え、主伐後の効率的な再生林等に積極的に取り組むなど、地球温暖化防止へ貢献
- ・ 関係行政機関等と連携しつつ、原生的な森林生態系の保全・管理や野生鳥獣の個体数調整等に取り組むなど、生物多様性保全へ貢献

② 森林・林業再生に向けた貢献

- ・ 民有林と連携した施業、林業の低コスト化に向けた技術開発等により民有林の経営支援に取り組むなど、我が国の森林・林業再生へ貢献
- ・ 林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築へ貢献

③ 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林^{もり}」として管理経営
- ・ 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興へ積極的に貢献